

令和元年度12月27日 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年12月27日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所501会議室
議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

出席委員 2番 二上 英一 4番 池田 稔 5番 木下 信夫
7番 川口 浩 8番 西海 静夫 9番 山田 茂美
10番 野村 與志次 11番 石井 進 12番 田中 唯喜
15番 小林 澄子 16番 福原 浩昭 17番 町田 健

欠席委員 1番 池田 正巳 3番 内野 喜昭 6番 斉藤 博之
13番 本橋 与志喜 14番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号4番 池田 稔委員、5番 木下 信夫委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字荒幡字南谷ツです。地目は登記、現況ともに畑です。面積は4.09平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、宅地の一部として使用するもので

す。

本件は12月25日の総会で審議していただいた議案です。その時に地区担当委員から現地を確認したところ、申請地にU字溝の一部が設置されている可能性があるとの報告がありました。この時点ではU字溝が申請地に越境しているかが不明であり、議決の判断ができなかったことから、現地を確認し改めて判断することとし、保留となりました。

総会終了後、地区担当委員、事務局職員及び申請人の代理人と立会いのもと現地調査をしたところ、U字溝は既に撤去されており、申請地は畑の状態でした。代理人に確認したところ、申請地に係る宅地の土地所有者が整地し受人に売り渡すことになっており、今回は宅地の土地所有者から請け負っている業者が誤って本申請地にU字溝設置してしまったとのことでした。

前回の総会では、保留としましたので、今回、改めて審議をしていただくものです。

以上の1件です。

議長： 前回の総会では、本案件は、現地を確認しなければ判断できないことから保留となっていました。昨日、現地を確認したところ、U字溝は無く、畑の状態でした。

申請番号1番について、意見はありますか。

委員： 現地が畑となっているのであれば、許可相当でよいと思います。

委員： 申請人には、U字溝を撤去するように連絡したのでしょうか。

事務局： 前回の総会終了後、申請人の代理人にU字溝が越境しているか判断できないため、現地で一緒に立ち会ってほしいと電話連絡し、午後、現地に行った時には、既にU字溝は撤去されていました。簡単に撤去できるものでした。

議長： 他に意見はありますか。

他に意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。